外国人を雇用する事業主の皆様へ

不法就労防止にご協力ください。

生活環境課

○　外国人労働者を雇用する場合は、在留カード等を確認して、<u>就労資格の有無を確認</u>してください。

○　不法就労に当たる外国人労働者を雇い入れた場合には、不法就労した外国人だけでなく、<u>不法就労させた事業主も処罰の対象</u>になります。

不法就労には、次のケースがあります。

○　**不法滞在者が働くケース**

例）密入国した人、在留期間が経過した外国人が働く。

○　**入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース**

例）短期滞在者（観光、親族訪問等）で入国した外国人が働く。

○　**入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース**

例）外国人留学生が許可を受けずにスナック等で働く。

コックとして働くことを認められている人が工事現場等で働く。

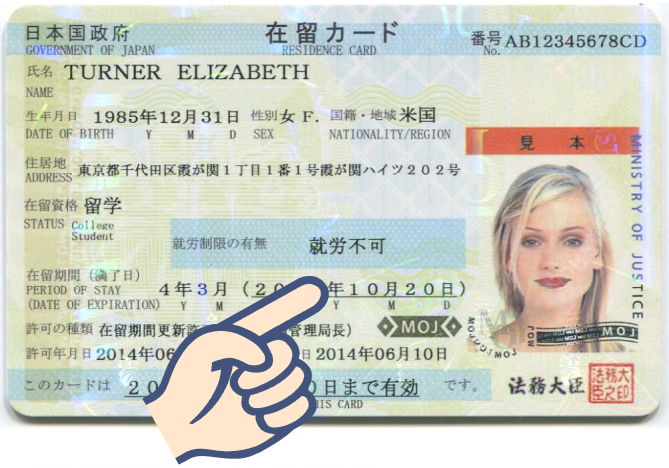

就労可能か必ず確認　！

スナック

工　場

県民の皆さんにお願いです。
不法滞在や不法就労に関する情報を得た場合は、最寄りの警察署・交番等に連絡をお願いします。